令和８年度　住民主体による要支援者等支援事業



この事業は、川崎市の要支援者等への介護予防を目的として、高齢者の居場所づくりである「通いの場」を運営する住民主体による団体に、活動を支援することを目的として、川崎市が運営を委託するものです。現在、１４団体が委託を受けて、市内の下記の活動場所で「通いの場」を行っています。

（委託団体の要件や公募につきましては、裏面をご覧ください。）

団体一覧

地区	団体名	活動場所（名称・住所）	活動内容			
			体操	趣味	茶話会	会食
川崎区	余暇を利用する・ひまつぶしの会	川崎区大師地区 大師いこいの家他	○	○		
	もとき健康道場	元木１・２丁目町内会館 （川崎市川崎区元木１―１―８）	○	○	○	
幸区	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ メロディー	エステート鳥養１階 （幸区中幸町 4-21）	○	○		
	特定非営利活動法人　楽	さいわい会館 （幸区幸町２－６９３） 増田荘（幸区中幸町１－４９）		○	○	
	河原町の陽だまり 運営委員会	幸区河原町１　河原町団地２号館 １階		○	○	
	小倉の駅舎陽だまり 運営委員会	幸区小倉２－２６－２２		○	○	
中原区	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ぱんじぃ	上平間第３町会会館 （中原区上平間 1700-305） ふれあいデイぱんじぃ （中原区木月 3-5-32-102）	○	○	○	
	NPO 法人 グループリビング川崎	ガーデン桜弐番館 （中原区宮内 2-15-15）	○	○	○	
高津区	オレンジカフェ	ふれあいルーム （高津区末長２-１５-３）	○		○	○
宮前区	ＮＰＯ法人すずの会	すずの家（すずのや） （宮前区馬絹４-41-14）	○	○	○	○
	白幡さわやかサロン	之久会剣道場 （宮前区神木本町 5-13-29）	○	○	○	
	水芭蕉の会	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設 アリーノ （川崎市宮前区東有馬４-６-１）	○	○	○	
多摩区	三田サポートわなり	みた・まちもりカフェ （多摩区三田１－１３－１０４）		○	○	
	生田緑地 めぐり交流会	薬膳ケアカフェ　花梨 （多摩区東生田１－２－１１）		○	○	

◆委託対象団体等

任意団体又は特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項の特定非営利活動法人で次の要件を満たす団体等が対象となります。

⑴ 団体を統括する代表者を設置していること
⑵ 代表者が川崎市に住民登録がある市民であり、かつ主たる構成員が５人以上の市民で構成されており、自主的に運営されていること
⑶ 市内の室内に活動拠点を有し、かつ市内において活動を行っていること
⑷ 会計責任者を設置し、活動に係る経費について会計処理（予算及び決算を含む。）を適正に行っていること
⑸ 個人情報保護管理者を設置し、団体等の活動において知り得る個人情報を適切に保護、管理していること

※上記のほかに別途、要件を定めております。その他の要件については川崎市住民主体による要支援者等支援事業実施要綱を御参照ください。

◆事業運営の要件

本事業運営については、主に要介護者、要支援者または虚弱高齢者の支援を目的とする自主的な通いの場に資する活動で、かつ次の要件を満たす活動であることが要件となります。

⑴ 活動拠点において、週１回以上または月４回以上定期的かつ継続的に活動を行っていること
⑵ １回あたり１時間３０分以上の活動を行っていること
⑶ 構成員を除き、市民である高齢者の参加があること
⑷ 活動に必要なスペースを確保した室内で活動を行っていること
⑸ 毎回の活動について、参加者数等を記録し管理していること
⑹ 構成員だけでなく、地域の要介護者、要支援者及び要支援に相当する虚弱高齢者等の参加が可能な活動であること
⑺ 冷暖房設備が完備された活動場所である等、活動の安全性が確保されていること
⑻ 活動中に知り得た個人情報について、第三者に流出したり改ざんされないよう情報の保全が行われていること
⑼ 活動中の緊急時の対応策が確保されていること

◆委託団体等の選考・募集期間

事業運営を委託する団体等について、市が期間を定めて募集し、応募団体等についてプレゼンテーション等を実施のうえ、選考を行います。募集期間については、下記までお問い合わせください。

◆委託金額上限

委託金額については支援した対象者※１件につき支払う単価契約により、実績に応じて7月、１０月、１月、翌年４月の四半期毎に支払います。

１日あたりの活動時間	単価上限 （活動場所の確保に費用が発生する又は自宅）	単価上限 （活動場所の確保に費用が発生しない場合）
1.5 時間以上３時間未満	1,540 円/件	1,040 円/件
３時間以上５時間未満	2,060 円/件	1,560 円/件
５時間以上	3,390 円/件	2,890 円/件

そのほか、対象者について自宅まで付き添い支援や当該者と協働による調理や洗濯、入浴に関する自立生活支援を行った場合、また欠席時の見守り架電等に１件あたり 500 円の加算が認められる場合があります

※対象者とは川崎市に住民登録がある市民で、次に該当する方をいいます。

⑴ 要介護認定を受けている者　⑵ 要支援認定を受けている者
⑶ 川崎市総合事業実施要綱第５条第２号に規定する事業対象者の判定を受けている者
⑷ 団体等が参加者に対して、川崎市総合事業実施要綱第５条第２号に規定する基本チェックリストを実施し、質問項目に対する回答の結果が同要綱別添１に掲げるいずれかの基準に該当する者

お問い合わせ先

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室　地域保健担当　☎ 044－200－3718